

平成 25 年度

林業経済研究所研究奨励事業（小瀧奨励金）公募のお知らせ

当研究所では、昭和 59 年度より林業経済研究の発展の基礎となる若手研究者の育成を目的とした研究奨励事業を行ってきました。平成 25 年度においても、研究奨励事業を実施することになりました。研究諸機関・林野行政機関・林業関係団体・会社・林業経営などにあつて、40 歳以下で研究に志を寄せられている方々が、奮って応募されますことを期待致しております。

なお応募者の申込書と調査計画書の提出期限は、実施要領ではその年の 4 月 20 日までとなっておりますが、本年度につきましては 2013 (平成 25) 年 4 月末日と致しますのでご了承下さい。

(注：この奨励事業は、故小瀧武夫氏の特別な研究賛助の申し出を契機とし、研究所設立の趣旨に則って設定したものです。)

応募を希望される各位に

応募希望者は、当研究所に申込書を請求の上、提出期限までに研究所に郵送で提出して下さい（申込書の請求は、電話、FAX、E-mail でも受け付けます。研究所ホームページからもダウンロードできます）。

財団法人 林業経済研究所

〒 113-0034 東京都文京区湯島 1-12-6 高関ビル 3A TEL 03-6379-5015

FAX 03-6379-3210 E-mail office@foeri.org URL <http://www.rinkeiken.org/>

林業経済研究所研究奨励事業実施要領

1 趣旨

林業経済研究をより一層推進するため、新進の研究者等によるわが国の林業経済に関する調査研究を奨励することを目的とする。

2 テーマ

林業経済に関する調査研究分野のすべてとし、内容としては個別論文として一応完結したものとする。

3 助成対象者

林業経済の調査研究にたずさわる者で、4—(2)に定める申込時に年齢 40 歳以下の者とする。

4 助成方法

- (1) 林業経済研究所は毎年『林業経済』誌等によって助成対象者を公募する。
- (2) 応募者は、別に定める様式による申込書および調査研究計画書をその年の 4 月 20 日までに提出する。
- (3) 林業経済研究所理事長は、5 に定める研究奨励審査委員会に、応募者より提出された調査研究計画書に基づいて助成対象者の候補者選定を委嘱する。
- (4) 林業経済研究所理事会は、研究奨励審査委員会の審査報告に基づいて助成対象者を決定する。この決定は、7 月上旬までに本人に通知するとともに『林業経済』誌等に掲載し公表する。
- (5) 研究奨励金は原則として毎年 1 人 1 件とし、金額は 20 万円とする。
- (6) 研究対象者は、その年度の末日までに林業経済研究所に 2,000 字程度の調査研究要旨を提出し、翌年度の 12 月末日までに 30~80 枚(400 字詰)の調査研究報告書を提出するものとする。
- (7) 報告書の著作権は林業経済研究所に帰属する。
- (8) 研究対象者に事故が生じた場合等、理事長は研究奨励審査委員会の意見を聴いた上で必要な措置をとり理事会に報告するものとする。

5 研究奨励審査委員会

- (1) 本事業を遂行するため研究奨励審査委員会（以下委員会と略称）を設ける。
- (2) 委員会は、理事長が委嘱した委員（学識経験者 7 名以内）をもって構成する。
- (3) 委員会に委員長をおく。
- (4) 委員長の選出は委員の互選による。
- (5) 委員会は、その運営に関して必要ある場合には別に内規を定めることができる。